

雇用責任者 殿

医師: _____

_____ 様の復職後の母乳育児継続支援のお願い

1、上記の方は現在母乳育児中ですが、今後貴事業所に復職予定です。ご本人、ご主人そしてお子さまは復職後も母乳育児を継続することを強く希望されています。医学的には急激な断乳により母体には次のリスクが生じると考えられています¹⁾。

1) 乳汁うっ滞、乳腺炎

2) 産後うつ

3) 母乳育児期間が短いことがリスクとなる疾患(乳がん、卵巣がん、子宮体がん、糖尿病など)

また、保育施設にいる子どものうち母乳を飲んでいる子どもの方が感染症にかかりにくく、かかっても重症化しにくく、早くよくなると報告されています²⁾。すなわち、母乳育児の継続により子どもの病気が理由の母親の欠勤が少なくなります³⁾。

以上の理由より、_____様が復職後も母乳育児を継続できるよう、支援していただけるようお願いいたします。

2、具体的な支援方法について

○具体的な支援方法として以下のような内容が望ましいとされています⁴⁾。

- ・ 母乳育児中の母親の支援について企業内で明文化
- ・ 多様な復職方法を許可(在宅勤務、パート、産休の延長)
- ・ 雇用者への母乳育児についての教育
- ・ 託児室の設置、職場近くの保育施設
- ・ 授乳や搾乳のための部屋の提供
- ・ 高性能の搾乳器の提供
- ・ 就労中の搾乳時間の保証
- ・ 専門家による母乳育児支援の提供

これらのすべてが無理でも、せめて、清潔な搾乳場所の確保をお願いできればありがたいです。

○育児介護休業法にのっとり対応について⁵⁾

- ・ 「3歳までの子を養育する労働者（中略）に関して、（中略）労働者の申し出に基づき所定労働時間を短縮することにより就業しつつ当該子を養育することを容易にするための措置を講じなければならない（所定労働時間の短縮措置）。（法第23条、第24条）
→ 短時間勤務により搾乳時間の確保や子どもと離れる時間の短縮が可能となります。

- ・ 「事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、(中略)労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにする ために講ずべきその他の措置の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者を選任するように努めなければならない。」(法第29条)
→ 職業家庭両立推進者に授乳や搾乳のためのプライバシーの保てる場所の提供を依頼できます。

以上、育児介護休業法にのっとり短時間勤務による搾乳時間の確保、搾乳・授乳のための部屋の確保をお願いいたします。

- 母乳育児の継続を支援することは企業にとっても以下のメリットがあるといわれています⁶⁾。
 - ・ 子どもの病気が理由で女性が欠勤することが減少するため、勤務の調整等で悩まされることが少なくなる。
 - ・ 職場における育児支援は女性の離職率を低下させ新規採用者への研修などに要するコストを削減する。
 - ・ 仕事に対する能率が上昇する。
 - ・ 雇用者の育児支援をすることは雇用主(事業所)への社会的信頼を向上させる。
 - ・ 健康上の問題が減るので、医療費をその分減らすことができ、会社の健康保険からの支出も抑えられる。
 - ・ 愛社精神やこの雇用主(事業所)の元で働くことを誇りに思う気持ちが育まれる。

【参考文献・資料】

- 1) UNICEF/WHO BFHI翻訳編集委員会、赤ちゃんとお母さんにやさしい母乳育児支援ガイドベーシックコース,医学書院,2009
- 2) Dubois L,Girard M. Breastfeeding, day-care attendance and the frequency of antibiotic treatments from 1.5 to 5 years :a population-based longitudinal study in Canada. Soc Sci Med. 2005;60:2035- 2044
- 3) Cohen R,Mrtek MB,Mrtek RG. Comparison of maternal absenteeism and infant illness rates among breastfeeding and formula-feeding women in two corporations. Am J Health Promot 1995;10:148-53
- 4) The CDC Guide to Breastfeeding Interventions. Support for Breastfeeding in the Workplace. U.S. department of Health and Human Services.2005,p7
- 5) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(平成26年法律第67号)
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H03/H03HO076.html> (2014年10月19日確認)
- 6) Carothers C, Wilson-Clay B, Breastfeeding and working women, In M, Walker (ed.),2nd ed. Core Curriculum for Lactation Consultant Practice, Boston, Jones and Bartlett Publishers, 2007, p79-97